

○厚生労働省令第三百三十七号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険関係の成立の届出)</p> <p>第四条 法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(以下「建設の事業」という。)にあつては、当該事業に係る請負金額(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))を除く。以下同じ。)(第十三条第二項各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより計算した額をいう。第六条第一項第二号、第八条第二号、第三十四条第四号及び第三十五条第一項第二号において同じ。)並びに発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>七 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量</p> <p>八 事業主が法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を有する場合には、当該事業主の法人番号</p> <p>2 法第四条の二第一項の規定による届出は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>(変更事項の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第四条の二第二項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた日の翌日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安</p>	<p>(保険関係の成立の届出)</p> <p>第四条 法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 法第四条の二第一項の規定による届出は、<u>保険関係成立届(様式第一号)</u>を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>(変更事項の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 法第四条の二第二項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた日の翌日から起算して十日以内に、<u>名称、所在地等変更届(様式第二号)</u>を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所</p>

定所長に提出することによつて行わなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 変更を生じた事項とその変更内容
- 三 変更の理由
- 四 変更年月日

(有期事業の一括)

第六条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める規模以下の事業は、次の各号に該当する事業とする。

- 一 (略)
- 二 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量が千立方メートル未満であり、立木の伐採の事業以外の事業にあつては、請負金額が一億八千万円未満であること。

2 法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は立木の伐採の事業であること。

二 四 (略)

3 法第七条の規定により一の事業とみなされる事業の事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月十日までに、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 労働保険番号

長に提出することによつて行わなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(有期事業の一括)

第六条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める規模以下の事業は、次の各号に該当する事業とする。

- 一 (略)
- 二 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量が千立方メートル未満であり、立木の伐採の事業以外の事業にあつては、請負金額(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を除く。第十三条、第三十五条第一項第二号及び別表第二において同じ。)(第十三条第二項各号に該当する場合)には、当該各号に定めるところにより計算した額をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。)が一億八千万円未満であること。

2 法第七条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体若しくはその準備の事業(以下「建設の事業」という。)であり、又は立木の伐採の事業であること。

二 四 (略)

3 法第七条の規定により一の事業とみなされる事業についての事業主は、それぞれの事業を開始したときは、その開始の日の属する月の翌月十日までに、一括有期事業開始届(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- (新設)

<p>二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地</p>	<p>三 事業の名称、事業の行われる場所及び事業の予定される期間</p>	<p>四 建設の事業にあつては、発注者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該事業に係る請負金額</p>	<p>五 立木の伐採の事業にあつては、立木の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該事業に係る労働者の延べ人数並びに素材の見込生産量</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可申請)</p>	<p>第八条 法第八条第二項の認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して十日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であつても提出することができる。</p>
<p>一 当該下請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地</p>	<p>二 当該下請負人の請負に係る事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類、当該事業に係る第十一条第一号に規定する概算保険料の額、当該事業に係る労働者数、保険関係成立の年月日及び当該事業の終了予定年月日</p>	<p>三 当該元請負人の氏名又は名称及び住所又は所在地</p>	<p>四 当該元請負人の請負に係る事業の概要、保険関係成立の年月日、当該事業の終了予定年月日、当該事業に係る請負金額、当該事業の種類及び当該事業の名称</p>	<p>第十條 (略)</p>	<p>2 法第九条の認可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を、同条の規定による指定を受けることを希望す</p>	

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(下請負人をその請負に係る事業の事業主とする認可申請)</p>	<p>第八条 法第八条第二項の認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して十日以内に、下請負人を事業主とする認可申請書(様式第四号)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であつても提出することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>第十條 (略)</p>	<p>2 法第九条の認可を受けようとする事業主は、継続事業一括申請書(様式第五号)を、同条の規定による指定を受けることを希望</p>	

る事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
申請年月日

二 当該指定を受けることを希望する事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類

三 当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けることを希望する事業以外の事業の労働保険番号、当該事業の名称、当該事業の行われる場所、成立している保険関係及び当該事業の種類

3 (略)

4 法第九条の認可を受けた事業主は、当該認可に係る事業のうち、同条の規定による指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、同条の規定による指定を受けた事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
届出年月日

二 当該指定を受けた事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所

三 当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けた事業以外の事業に係る変更があつた事項とその変更内容

2 (労働保険率特例適用申告書)
第二十条の四 (略)

3 (削る)

3 法第十二条の二の申告書には、前条の労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられたことを明らかにすることができ

。する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

3 (略)

4 法第九条の認可を受けた事業主は、当該認可に係る事業のうち、同条の規定による指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があつたときは、遅滞なく、継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第五号の二)を、同条の規定による指定を受けた事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

2 (労働保険率特例適用申告書)
第二十条の四 (略)

3 (略)

3 法第十二条の二の申告書は、労働保険率特例適用申告書(様式第五号の三)とする。

4 前項の申告書には、前条の労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添

る書類を添えなければならない。

(労災保険率の特例の申告)

第二十条の五 法第十二条の二の申告書は、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(第二種特別加入保険料の算定基礎)

第二十二条 法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険法の規定による保険給付を受けることができることとされた者(以下「第二種特別加入者」という。)の労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に应ずる別表第四の右欄に掲げる額とする。ただし、保険年度中途に新たに第二種特別加入者となつた者又は労災保険法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に該当しなくなつた者(労災保険法第三十三条第三項又は第四項の規定により保険関係が消滅した団体の構成員である者を含む。)の法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に应ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)に当該者が当該保険年度中に第二種特別加入者とされた期間の月数(その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を乗じて得た額とする。

(賃金総額の見込額の特例等)

第二十四条 (略)

2 法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

えなければならない。

(労災保険率の特例の申告)

第二十条の五 前条第三項の労災保険率特例適用申告書は、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(第二種特別加入保険料の算定基礎)

第二十二条 法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、第二種特別加入者の労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に应ずる別表第四の右欄に掲げる額とする。ただし、保険年度中途に新たに第二種特別加入者となつた者又は労災保険法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に該当しなくなつた者(労災保険法第三十五条第三項又は第四項の規定により保険関係が消滅した団体の構成員である者を含む。)の法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に应ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)に当該者が当該保険年度中に第二種特別加入者とされた期間の月数(その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を乗じて得た額とする。

(賃金総額の見込額の特例等)

第二十四条 (略)

2 法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 事業に係る労働者数

七 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号
(削る)

(概算保険料の増額等)
第二十五条 (略)

2 法第十六条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 六 (略)

七 事業に係る労働者数

八 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号
(削る)

(確定保険料申告書)

第三十三条 法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める
事項は、次のとおりとする。

一 一 五 (略)

六 事業に係る労働者数

七 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号
(削る)

(一括有期事業についての報告)

第三十四条 法第七条の規定により一の事業とみなされる事業につ
いての事業主は、次の保険年度の六月一日から起算して四十日以
内又は保険関係が消滅した日から起算して五十日以内に、次に掲
げる事項を記載した報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提
出しなければならない。

一 労働保険番号

(新設)

(新設)

3 法第十五条第一項及び第二項の申告書は、概算保険料申告書
(様式第六号)とする。

(概算保険料の増額等)
第二十五条 (略)

2 法第十六条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 六 (略)

(新設)

(新設)

3 法第十六条の申告書は、増加概算保険料申告書(様式第六号)
とする。

(確定保険料申告書)

第三十三条 法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める
事項は、次のとおりとする。

一 一 五 (略)

(新設)

(新設)

2 法第十九条第一項及び第二項の申告書は、確定保険料申告書
(様式第六号)とする。

(一括有期事業についての報告)

第三十四条 法第七条の規定により一の事業とみなされる事業につ
いての事業主は、次の保険年度の六月一日から起算して四十日以
内又は保険関係が消滅した日から起算して五十日以内に、一括有
期事業報告書(様式第七号)を所轄都道府県労働局歳入徴収官に
提出しなければならない。

(新設)

二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 事業の名称、事業の行われる場所、事業の期間及び事業に係る賃金総額

四 建設の事業にあつては、当該事業に係る請負金額及びその内訳並びに第十三条第一項に規定する請負金額に乘ずべき率

五 立木の伐採の事業にあつては、立木の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該事業に係る労働者の延べ人数、素材の生産量並びに素材一立方メートルを生産するために必要な労務費の額

(労働保険料の還付)

第三十六条 事業主が、法第十九条第一項及び第二項の申告書(第三十八条において「確定保険料申告書」という。)を提出する際に、又は法第十九条第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に、それぞれ、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額(以下「超過額」という。)の還付を請求したときは、官署支出官又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏(以下「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」という。)は、その超過額を還付するものとする。事業主が、法第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き下げられた労働保険料の額についての所轄都道府県労働局歳入徴収官の通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に同条第三項の差額の還付を請求したときも、同様とする。

2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏(第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係る労働保険料還付請求書にあつては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏)に提出することによつて行わ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(労働保険料の還付)

第三十六条 事業主が、確定保険料申告書を提出する際に、又は法第十九条第四項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に、それぞれ、既に納付した概算保険料の額のうち、確定保険料の額を超える額(以下「超過額」という。)の還付を請求したときは、官署支出官又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡官吏(以下「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」という。)は、その超過額を還付するものとする。事業主が、法第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により引き下げられた労働保険料の額についての所轄都道府県労働局歳入徴収官の通知を受けた日の翌日から起算して十日以内に同条第三項の差額の還付を請求したときも、同様とする。

2 前項の規定による請求は、労働保険料還付請求書(様式第八号)を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏(第一条第三項第一号の一般保険料並びに同号の第一種特別加入保険料、第二種特別加入保険料及び第三種特別加入保険料に係る労働保険料還付請求書にあつては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏)に提出することによつて

なければならぬ。

一 労働保険番号

二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに掲げる者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下この号において同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下この号において同じ。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。） 払渡希望郵便貯金銀行の営業所又は郵便局の名称及び所在地

四 還付額及び還付理由

（労働保険料等の申告及び納付）

第三十八条 法第十五条第一項及び第二項の申告書（次項において「概算保険料申告書」という。） 法第十六条の申告書（次項において「増加概算保険料申告書」という。）並びに確定保険料申告書は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

2 5 （略）

（雇用保険印紙購入通帳）

第四十二条 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、

行わなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（労働保険料等の申告及び納付）

第三十八条 概算保険料申告書、増加概算保険料申告書及び確定保険料申告書は、所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。

2 5 （略）

（雇用保険印紙購入通帳）

第四十二条 事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、

あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳（様式第一号）の交付を受けなければならない。

一 労働保険番号

二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

2・3 (略)

4 前項に規定する雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新を受けようとする事業主は、当該雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、当該雇用保険印紙購入通帳を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

一 労働保険番号

二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

5・8 (略)

(印紙保険料納付計器の指定)

第四十五条 法第二十三条第三項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 当該指定を受けようとする印紙保険料納付計器の製造者の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 当該指定を受けようとする印紙保険料納付計器の名称、型式、構造、機能及び操作の方法

2・3 (略)

(印紙保険料納付計器の設置)

第四十七条 事業主は、法第二十三条第三項の規定により印紙保険

あらかじめ、雇用保険印紙購入通帳交付申請書（様式第九号）を所轄公共職業安定所長に提出して、雇用保険印紙購入通帳（様式第十号）の交付を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

4 前項に規定する雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新を受けようとする事業主は、当該雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の一月前から当該期間が満了する日までの間に、当該雇用保険印紙購入通帳を添えて、雇用保険印紙購入通帳更新申請書（様式第九号）を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

5・8 (略)

(印紙保険料納付計器の指定)

第四十五条 法第二十三条第三項の指定を受けようとする者は、印紙保険料納付計器指定申請書（様式第十一号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(印紙保険料納付計器の設置)

第四十七条 事業主は、法第二十三条第三項の規定により印紙保険

料納付計器の設置の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を当該印紙保険料納付計器を設置しようとする事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出しなければならない。

一 労働保険番号

二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類及び事業に係る日雇労働被保険者数

四 当該印紙保険料納付計器の名称及び型式

五 当該印紙保険料納付計器を設置しようとする年月日

2 (略)

(始動票札受領通帳)

第五十条 事業主は、前条第一項の規定により始動票札の交付を受けようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に提出して始動票札受領通帳（様式第二号）の交付を受けなければならない。

一 労働保険番号

二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

四 法第二十三条第三項の承認を受けた印紙保険料納付計器の名称、型式、計器番号、始動の予定年月日及び当該印紙保険料納

付計器により表示しようとする印紙保険料の額に相当する金額の総額

2 (略)

(印紙保険料の納付状況の報告)

第五十四条 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、

料納付計器の設置の承認を受けようとする場合には、印紙保険料納付計器設置承認申請書（様式第十二号）を当該印紙保険料納付計器を設置しようとする事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(始動票札受領通帳)

第五十条 事業主は、前条第一項の規定により始動票札の交付を受けようとするときは、あらかじめ、始動票札受領通帳交付申請書（様式第十三号）を納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に提出して始動票札受領通帳（様式第十四号）の交付を受けなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(印紙保険料の納付状況の報告)

第五十四条 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、

次に掲げる事項を記載した報告書によつて、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 報告年月日
- 四 当該事業主の事業に使用する日雇労働被保険者に関する事項
- 五 雇用保険印紙の受払状況

(印紙保険料納付計器の使用状況)

第五十五条 法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計器を設置した事業主は、次に掲げる事項を記載した報告書によつて、毎月における印紙保険料納付計器の使用状況を翌月末日までに、当該印紙保険料納付計器を設置した事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 三 報告年月日
- 四 当該事業主の事業に使用する日雇労働被保険者に関する事項
- 五 印紙保険料納付計器の使用状況

(認可の申請)

第六十三条 法第三十三条第二項の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、次に掲げる事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 一 事業主の団体又はその連合団体の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、当該事業主の団体又はその連合団体の設立年月日、事業の開始年月日及び事務職員の数
- 二 事業主の団体又はその連合団体が処理しようとする労働保険

印紙保険料納付状況報告書(様式第十五号)によつて、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(印紙保険料納付計器の使用状況)

第五十五条 法第二十三条第三項の規定により印紙保険料納付計器を設置した事業主は、印紙保険料納付計器使用状況報告書(様式第十五号)によつて、毎月における印紙保険料納付計器の使用状況を翌月末日までに、当該印紙保険料納付計器を設置した事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(認可の申請)

第六十三条 法第三十三条第二項の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、労働保険事務組合認可申請書(様式第十六号)をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

- (新設)

事務の内容	<p>三 事業主の団体の構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主の事業場の所在する区域及び当該事業主の数の</p> <p>四 事業主の団体又はその連合団体に労働保険事務を委託する事業主の見込数及びそのうち当該事業主の団体又はその連合団体を構成する事業主以外の事業主の見込数並びにその成立している保険関係ごとの内訳</p>	2	(略)
<p>(委託等の届出)</p> <p>第六十四条 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>一 労働保険事務の処理を委託した事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>二 労働保険事務の処理を委託した事業主が行う事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該事業の種類及び当該事業に係る労働者数</p> <p>三 労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名</p> <p>四 労働保険事務組合が処理を委託された労働保険事務の内容</p> <p>五 労働保険事務の処理を委託された年月日</p>	<p>二 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>一 労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名</p> <p>二 労働保険事務の処理の委託を解除した事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>三 労働保険事務の処理の委託を解除した事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所</p>	2	(略)
<p>(委託等の届出)</p> <p>第六十四条 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があったときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託届(様式第一号)を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>二 前項の規定は、労働保険事務の処理の委託の解除について準用する。この場合において、同項中「労働保険事務等処理委託届(様式第一号)」とあるのは、「労働保険事務等処理委託解除届(様式第十七号)」と読み替えるものとする。</p>	2	(略)

- 四 労働保険事務の処理の委託を解除された年月日
五 労働保険事務の処理の委託を解除された理由

(帳簿の備付け)

第六十八条 法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

- 一 労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿
- イ 当該事業主の事業が五人未満委託事業（労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）第二条第一項第六号に規定する五人未満委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）、五人以上十五人以下委託事業（同項第七号に規定する五人以上十五人以下委託事業をいう。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するかを別
- ロ 当該事業主が事業主の団体の構成員である事業主若しくはその連合団体を構成する団体の構成員である事業主又はそれ以外の事業主のいずれの事業主に該当するかを別
- ハ 当該事業主の事業の労働保険番号、法第十二条第三項の規定の適用の有無、成立している保険関係、事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類
- ニ 当該事業主から労働保険事務の処理を委託された、又は解除された年月日
- ホ 当該事業に使用する第一種特別加入者、第二種特別加入者及び第三種特別加入者に関する事項
- ヘ 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
- 二 労働保険事務の処理の委託をしている事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険料等徴収及び納付簿
- イ 当該事業主の事業が五人未満委託事業、五人以上十五人以下委託事業又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するか

(帳簿の備付け)

第六十八条 法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

- 一 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第十八号）
- 二 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第十九号）

の別

ロ 当該事業主の事業の労働保険番号、事業の名称、事業の行
われる場所、事業の種類及び成立している保険関係

ハ 当該事業主から労働保険事務の処理を委託された年月日

ニ 当該事業主が納付すべき労働保険料の額、その納期限、労
働保険事務組合が当該事業主から領収した額及びそのうち政

府へ納付した額並びに当該労働保険料の督促に係る事項

ホ 当該事業主に還付した労働保険料の額及び還付年月日

ヘ 当該事業に使用する第一種特別加入者、第二種特別加入者
及び第三種特別加入者に関する事項

三 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労
働保険事務の処理の委託をしている事業主ごとに次に掲げる事
項を記載した雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

イ 当該事業主の事業が五人未満委託事業、五人以上十五人以
下委託事業又はそれ以外の事業のいずれの事業に該当するか
の別

ロ 当該事業主の事業の雇用保険適用事業所番号、事業の名称
及び事業の行われる場所

ハ 当該事業主から労働保険事務の処理を委託された年月日

ニ 当該事業主が使用する雇用保険法第四条第一項に規定する
被保険者の氏名、当該被保険者に係る雇用保険法施行規則第
十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号及び当該被
保険者の資格の得喪に関する事項

(事業主の代理人)

第七十三条 (略)

2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、次に
掲げる事項を記載した届書により、その旨及び当該代理人が使用
すべき認印の印影を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定
所長に届け出なければならぬ。当該届書に記載された事項であ
つて代理人の選任に係るものに変更を生じたときも、同様とする

三 雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(様式第二十号)

(事業主の代理人)

第七十三条 (略)

2 事業主は、前項の代理人を選任し、又は解任したときは、代理
人選任・解任届(様式第二十三号)により、その旨を所轄労働基
準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出なければならぬ。
。代理人選任・解任届に記載された事項であつて代理人の選任に
係るものに変更を生じたときも、同様とする。

- 一 労働保険番号
- 二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号
- 三 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 四 選任し、又は解任する代理人の職名、氏名及び生年月日
- 五 代理事項
- 六 選任し、又は解任した年月日
- 七 事業の名称及び事業の行われる場所
- (立入検査証票)
- 第七十五条 法第四十三条第二項の証票は、様式第三号による。
- (建設の事業の保険関係成立の標識)
- 第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第四号)を見やすい場所に掲げなければならない。
- 附 則
- (雇用保険の任意加入の申請)
- 第二条 法附則第二条第一項の規定により、雇用保険の加入の申請をしようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 事業の名称、事業の行われる場所、事業の概要、事業の種類及び事業に係る労働者数
- 三 有期事業にあつては、事業の予定される期間
- 四 事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号
- 2 (略)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (立入検査証票)
- 第七十五条 法第四十三条第二項の証票は、様式第二十四号による。
- (建設の事業の保険関係成立の標識)
- 第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第二十五号)を見やすい場所に掲げなければならない。
- 附 則
- (雇用保険の任意加入の申請)
- 第二条 法附則第二条第一項の規定により、雇用保険の加入の申請をしようとする事業主は、任意加入申請書(様式第一号)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 2 (略)

(暫定任意適用事業についての保険関係消滅の申請)

第三条 法附則第四条第一項の規定により、雇用保険に係る保険関係の消滅の申請をしようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 労働保険番号

二 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、雇用保険適用事業所番号

三 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

四 事業の名称、事業の行われる場所、保険関係成立の年月日、

事業の概要、事業に係る労働者数、事業の種類及び賃金締切日

五 労災保険法第七条に規定する保険給付の受給者の有無

六 申請の理由

2 (略)

(増加概算保険料の納付に関する暫定措置)

第四条 (略)

2 法附則第五条において準用する法第十六条の規定により納付すべき労働保険料の増加額に関する第二十五条第二項の規定の適用については、同項中「法第十六条」とあるのは「法附則第五条において準用する法第十六条」とする。

(暫定任意適用事業についての保険関係消滅の申請)

第三条 法附則第四条第一項の規定により、雇用保険に係る保険関係の消滅の申請をしようとする事業主は、保険関係消滅申請書(様式第二十七号)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

2 (略)

(増加概算保険料の納付に関する暫定措置)

第四条 (略)

2 法附則第五条において準用する法第十六条の規定により納付すべき労働保険料の増加額に関する第二十五条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「法第十六条」とあるのは「法附則第五条において準用する法第十六条」とする。

様式第一号から様式第九号までを削り、様式第十号を様式第一号とする。

様式第十一号から様式第十三号までを削り、様式第十四号を様式第二号とする。

様式第十五号から様式第二十三号までを削る。

様式第二十四号中「長」を削り、同様式を様式第三号とする。

様式第二十五号を様式第四号とする。

様式第二十六号及び様式第二十七号を削る。

(厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第三十

九号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(一般拋出金申告書)</p> <p>第二条の二 法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 事業に係る労働者数</p> <p>六 労災保険適用事業主が法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)</p> <p>(削る)</p> <p>を有する場合には、当該労災保険適用事業主の法人番号</p> <p>(一般拋出金の還付)</p> <p>第二条の三 (略)</p> <p>2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏(第二条の五第二項第一号の一般拋出金に係る一般拋出金還付請求書にあっては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を經由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を經由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一 労働保険番号</p> <p>二 労災保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項</p>	<p>(一般拋出金申告書)</p> <p>第二条の二 法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第十九条第一項及び第二項の申告書は、一般拋出金申告書(様式第一号)とする。</p> <p>(一般拋出金の還付)</p> <p>第二条の三 (略)</p> <p>2 前項の規定による請求は、一般拋出金還付請求書(様式第二号)を官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏(第二条の五第二項第一号の一般拋出金に係る一般拋出金還付請求書にあっては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を經由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を經由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに掲げる者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社）の営業所であつて郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。） 払渡希望郵便貯金銀行の営業所又は郵便局の名称及び所在地
四 還付額及び還付理由

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の準用）
第二条の六 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号。以下「徴収則」という。）第三十八条の二から第三十八条の五までの規定は口座振替による一般拠出金の納付について、徴収則第六十一条の規定は一般拠出金その他法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法の規定による徴収金に関する公示送達について、徴収則第六十二条第三項の規定は一般拠出金事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域についての指示について、徴収則第七十二条の規定は法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法又はこの章の規定による書類について、徴収則第七十三条及び第七十八条第二項の規定は労災保険適用事業主の代理人について、徴収則第七十四条の規定は法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第四十二条の規定による命令について、徴収則第七十五条の規定は徴収法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第四十三条第二項の証票について、それぞれ準用する。この場合にお

（新設）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の準用）
第二条の六 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号。以下「徴収則」という。）第三十八条の二から第三十八条の五までの規定は口座振替による一般拠出金の納付について、徴収則第六十一条の規定は一般拠出金その他法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法の規定による徴収金に関する公示送達について、徴収則第六十二条第三項の規定は一般拠出金事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域についての指示について、徴収則第七十二条の規定は法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法又はこの章の規定による書類について、徴収則第七十三条及び第七十八条第二項の規定は労災保険適用事業主の代理人について、徴収則第七十四条の規定は法第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する徴収法第四十二条の規定による命令について、徴収則第七十五条の規定は徴収法第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第四十三条第二項の証票について、それぞれ準用する。この場合にお

いて、徴収則第三十八条の二中「事業主」とあるのは「労災保険適用事業主」と、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」とあるのは「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「石綿則」という。）第一条第二項第一号の事業の労災保険適用事業主にあつては所轄労働基準監督署長を経由して、石綿則第一条第二項第二号の事業の労災保険適用事業主にあつては所轄公共職業安定所長を経由して、所轄都道府県労働局歳入徴収官」と、徴収則第三十八条の四中「法第十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき労働保険料及び法第十八条の規定により延納する場合における法第十五条第一項又は第二項の労働保険料並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する法第十九条第三項の規定により納付すべき一般拠出金」と、徴収則第三十八条の五中「第三十八条の三」とあるのは「石綿則第二条の六の規定により読み替えて準用する第三十八条の三」と、徴収則第七十二条中「事業主」とあるのは「労災保険適用事業主」と、「この省令」とあるのは「石綿則第二章」と、「三年間（第六十八条第三号の帳簿にあつては、四年間）」とあるのは「三年間」と、徴収則第七十三条第一項中「この省令」とあるのは「石綿則第二章」と、徴収則第七十五条中「様式第三号」とあるのは「石綿則様式第一号」と、徴収則第七十八条第二項中「第四条第二項、第五条第二項又は」とあるのは「石綿則第二条の六の規定により読み替えて準用する」と、それぞれ読み替えるものとする。

（帳簿の備付け）

第二条の七 法第三十八条第三項の規定により準用する徴収法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

いて、徴収則第三十八条の二中「事業主」とあるのは「労災保険適用事業主」と、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」とあるのは「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「石綿則」という。）第一条第二項第一号の事業の労災保険適用事業主にあつては所轄労働基準監督署長を経由して、石綿則第一条第二項第二号の事業の労災保険適用事業主にあつては所轄公共職業安定所長を経由して、所轄都道府県労働局歳入徴収官」と、徴収則第三十八条の四中「法第十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき労働保険料及び法第十八条の規定により延納する場合における法第十五条第一項又は第二項の労働保険料並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により読み替えて準用する法第十九条第三項の規定により納付すべき一般拠出金」と、徴収則第三十八条の五中「第三十八条の三」とあるのは「石綿則第二条の六の規定により読み替えて準用する第三十八条の三」と、徴収則第七十二条中「事業主」とあるのは「労災保険適用事業主」と、「この省令」とあるのは「石綿則第二章」と、「三年間（第六十四条第三号の帳簿にあつては、四年間）」とあるのは「三年間」と、徴収則第七十三条第一項中「この省令」とあるのは「石綿則第二章」と、同条第二項中「様式第二十三号」とあるのは「石綿則様式第三号」と、徴収則第七十五条中「様式第二十四号」とあるのは「石綿則様式第四号」と、徴収則第七十八条第二項中「第四条第二項、第五条第二項又は」とあるのは「石綿則第二条の六の規定により読み替えて準用する」と、それぞれ読み替えるものとする。

（帳簿の備付け）

第二条の七 法第三十八条第三項の規定により準用する徴収法第三十六条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

一 一般拠出金事務の処理を委託している労災保険適用事業主ご
とに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主
名簿

イ 当該労災保険適用事業主の事業が五人未満委託事業（労働
保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労
働省令第二十三号）第二条第一項第六号に規定する五人未満
委託事業をいう。次号イにおいて同じ。）、五人以上十五人
以下委託事業（同項第七号に規定する五人以上十五人以下委
託事業をいう。次号イにおいて同じ。）又はそれ以外の事業
のいずれの事業に該当するか別

ロ 当該労災保険適用事業主が事業主の団体の構成員である事
業主若しくはその連合団体を構成する団体の構成員である事
業主又はそれ以外の事業主のいずれの事業主に該当するか
別

ハ 当該労災保険適用事業主の事業の労働保険番号、徴収法第
十二条第三項の規定の適用の有無、成立している保険関係、
事業の名称、事業の行われる場所及び事業の種類

ニ 当該労働保険適用事業主から一般拠出金事務の処理を委託
された、又は解除された年月日

ホ 当該事業に使用する第一種特別加入者（徴収則第二十一条
第一項に規定する第一種特別加入者をいう。次号へにおいて
同じ。）、第二種特別加入者（徴収則第二十二条第一項に規
定する第二種特別加入者をいう。同号へにおいて同じ。）及
び第三種特別加入者（徴収則第十八条の二に規定する第三種
特別加入者をいう。同号へにおいて同じ。）に関する事項

二 一般拠出金事務の処理を委託している労災保険適用事業主ご
とに次に掲げる事項を記載した労働保険料等徴収及び納付簿

イ 当該労働保険適用事業主の事業が五人未満委託事業、五人
以上十五人以下委託事業又はそれ以外の事業のいずれの事業
に該当するか別

ロ 当該労働保険適用事業主の事業の労働保険番号、事業の名

一 労働保険事務等処理委託事業主名簿（様式第五号）

二 労働保険料等徴収及び納付簿（様式第六号）

称、事業の行われる場所、事業の種類及び成立している保険
関係

ハ 当該労災保険適用事業主から一般拠出金事務の処理を委託
された年月日

ニ 当該労災保険適用事業主が納付すべき一般拠出金の額、そ
の納期限、労働保険事務組合が当該労災保険適用事業主から
領収した額及びそのうち政府へ納付した額並びに当該一般拠
出金の督促に係る事項

ホ 当該労災保険適用事業主に還付した一般拠出金の額及び還
付年月日

ヘ 当該事業に使用する第一種特別加入者、第二種特別加入者
及び第三種特別加入者に関する事項

(委託等の届出)

第二条の八 労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託が
あつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、そ
の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保
険事務組合であつて、労働保険適用事業主から処理を委託される一
般拠出金事務が労働保険の保険関係が成立している事業のうち徴
収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、
その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を經由
して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に
提出しなければならない。

一 一般拠出金事務の処理を委託した労災保険適用事業主の氏名
又は名称及び住所又は所在地

二 一般拠出金事務の処理を委託した労災保険適用事業主が行う
事業の名称、当該事業の行われる場所、当該事業の概要、当該
事業の種類及び当該事業に係る労働者数

三 労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

四 労働保険事務組合が処理を委託された一般拠出金事務の内容
五 一般拠出金事務の処理を委託された年月日

(委託等の届出)

第二条の八 労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託が
あつたときは、遅滞なく、労働保険事務等処理委託届（様式第七
号）を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長
（労働保険事務組合であつて、労働保険適用事業主から処理を委
託される一般拠出金事務が労働保険の保険関係が成立している事
業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るもの
については、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督
署長）を經由して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府
県労働局長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 労働保険事務組合は、一般拠出金事務の処理の委託の解除があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（労働保険事務組合であつて、労働保険適用事業主から処理を委託される一般拠出金事務が労働保険の保険関係が成立している事業のうち徴収法第三十九条第一項に定める事業のみに係るものについては、その主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長）を経由して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一 労働保険事務組合の名称、所在地及び代表者の氏名

二 一般拠出金事務の処理の委託を解除した労働保険適用事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 一般拠出金事務の処理の委託を解除した労働保険適用事業主が行う事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所

四 一般拠出金事務の処理の委託を解除された年月日

五 一般拠出金事務の処理の委託を解除された理由

（特別遺族年金の請求）

第六条 特別遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 六（略）

七 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

2 前項の規定は、一般拠出金事務の処理の委託の解除について準用する。この場合において、同項中「労働保険事務等処理委託届（様式第七号）」とあるのは、「労働保険事務等処理委託解除届（様式第八号）」と読み替えるものとする。

（特別遺族年金の請求）

第六条 特別遺族年金の支給を受けようとする者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 六（略）

七 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該特別遺族年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所若しくは郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀

2・3 (略)

(特別遺族年金証書)

第十一条 所轄労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定の通知をするときは、次に掲げる事項を記載した特別遺族年金証書(様式第二号)を当該受給権者に交付しなければならない。

一 三 (略)

(証明書の様式)

第二十七条 法第七十三条第四項及び第七十四条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、それぞれ様式第三号及び様式第四号によるものとする。

2・3 (略)

行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。)の業務を行うものをいう。以下同じ。)の名称

(特別遺族年金証書)

第十一条 所轄労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定の通知をするときは、次に掲げる事項を記載した特別遺族年金証書(様式第九号)を当該受給権者に交付しなければならない。

一 三 (略)

(証明書の様式)

第二十七条 法第七十三条第四項及び第七十四条第二項の規定により準用された法第四十五条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、それぞれ様式第十号及び様式第十一号によるものとする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

様式第四号中「長」を削り、同様式を様式第一号とする。

様式第五号から様式第八号までを削り、様式第九号を様式第二号とし、様式第十号を様式第三号とし、様式第十一号を様式第四号とする。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正)

第三条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和四十七年労働省令第九号)の一部を次の表のよう
うに改正する。

改正後	改正前
<p>(管轄の特例等に関する暫定措置)</p> <p>第十三条 労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則附則第二条第一項及び第三条第一項(雇用保険法の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和五十年労働省令第六号。次条において「雇用保険整備省令」という。))第十九条第十項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して行うことができる。</p> <p>2 労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則第六十四条第一項及び第二項の規定による届書の提出は、徴収法施行規則第七十八条第二項の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して行うことができる。</p> <p>3 労働保険事務組合が公共職業安定所長に対して行う徴収法第四十条の二第一項の規定による届出、徴収則第五条第二項の届書の提出及び徴収則第七十三条第二項の規定による届出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して行うことができる。</p>	<p>(管轄の特例等に関する暫定措置)</p> <p>第十三条 労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則附則第二条第一項の任意加入申請書及び徴収法施行規則附則第三条第一項(雇用保険法の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令(昭和五十年労働省令第六号。次条において「雇用保険整備省令」という。))第十九条第十項において準用する場合を含む。)の保険関係消滅申請書の提出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して行うことができる。</p> <p>2 労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則第六十四条第一項の労働保険事務処理委託届及び同条第二項の労働保険事務処理委託解除届の提出は、徴収法施行規則第七十八条第二項の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して行うことができる。</p> <p>3 労働保険事務組合が公共職業安定所長に対して行なう徴収法施行規則第四条の保険関係成立届、徴収法施行規則第五条の名称、所在地等変更届及び徴収法施行規則第七十三条第二項の代理人選任・解任届の提出は、徴収法施行規則第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して行なうことができる。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。